

介護保険事業所

居宅介護支援事業

重要事項説明書



医療法人明和会

伊崎脳神経外科・内科

居宅介護支援センター きらら

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名	医療法人 明和会
代表者	伊崎 明
所在地	長崎県大村市東本町168番地
電話番号	0957-54-4230

2. 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援センター きらら
事業所の種類	居宅介護支援事業所
事業所の所在地	長崎県大村市東本町168番地
電話番号	0957-50-2039
FAX 番号	0957-48-7552
管理者氏名	山元 佳子
事業所番号	4270501069
事業の実施地域	大村市

3. 事業目的と運営方針

目的

医療法人明和会が開設する居宅介護支援センターきらら（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある対象者に、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4. 事業所窓口の営業日及び時間

営業時間 8:30～17:00（月～金） 8:30～12:00（土）

サービスの休止日 日祝日、12/30～1/3、8/13～8/15

※夜間緊急の場合も電話により、24時間介護支援専門員との連絡及び相談が可能な体制です。

緊急連絡先：0957-50-2039（上記時間外）

5. 事業所の職員体制

人員数

	専 従	兼 務	合 計
管理者	1 名	0 名	1 名
介護支援専門員	2 名	0 名	2 名
合 計	3 名	0 名	3 名

6. 利用料金

① 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと全額払い戻しを受けられます。

（居宅介護支援利用料）

介護支援専門員取扱件数 4 5 件未満

要介護 1・2 ／ 10,860円 要介護 3・4・5 ／ 14,110円

② 加算を算定した場合

初回加算	3,000円	
退院・退所加算（Ⅰ）	4,500円	または 6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）	6,000円	または 7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000円	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000円	
通院時情報連携加算	500円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	

※病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

連携ノート等に介護支援専門員の名刺を入れておくことも有効です。

③ 解約料

いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

○苦情受付担当者 管理者 山元 佳子

電話 0957-50-2039

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00

○苦情解決責任者 代表者 伊崎 明

○行政機関苦情相談窓口

相談窓口 : 大村市役所 長寿介護課

住 所 : 大村市本町 458 番地 2 中心市街地複合ビル 2 階

電話番号 : 0957-20-7301

相談窓口 : 長崎県国民健康保険団体連合会

住 所 : 長崎県長崎市今博多町 8 番地 2

電話番号 : 095-826-1599

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

9. 守秘義務に関する対策

当事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者と雇用契約の内容としています。また当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合はあらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

10. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険に適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

① 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に適切な見直しを行います。

② 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、10に定める内容については終了することとなります。

③ 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

- ・要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

④ 注意事項

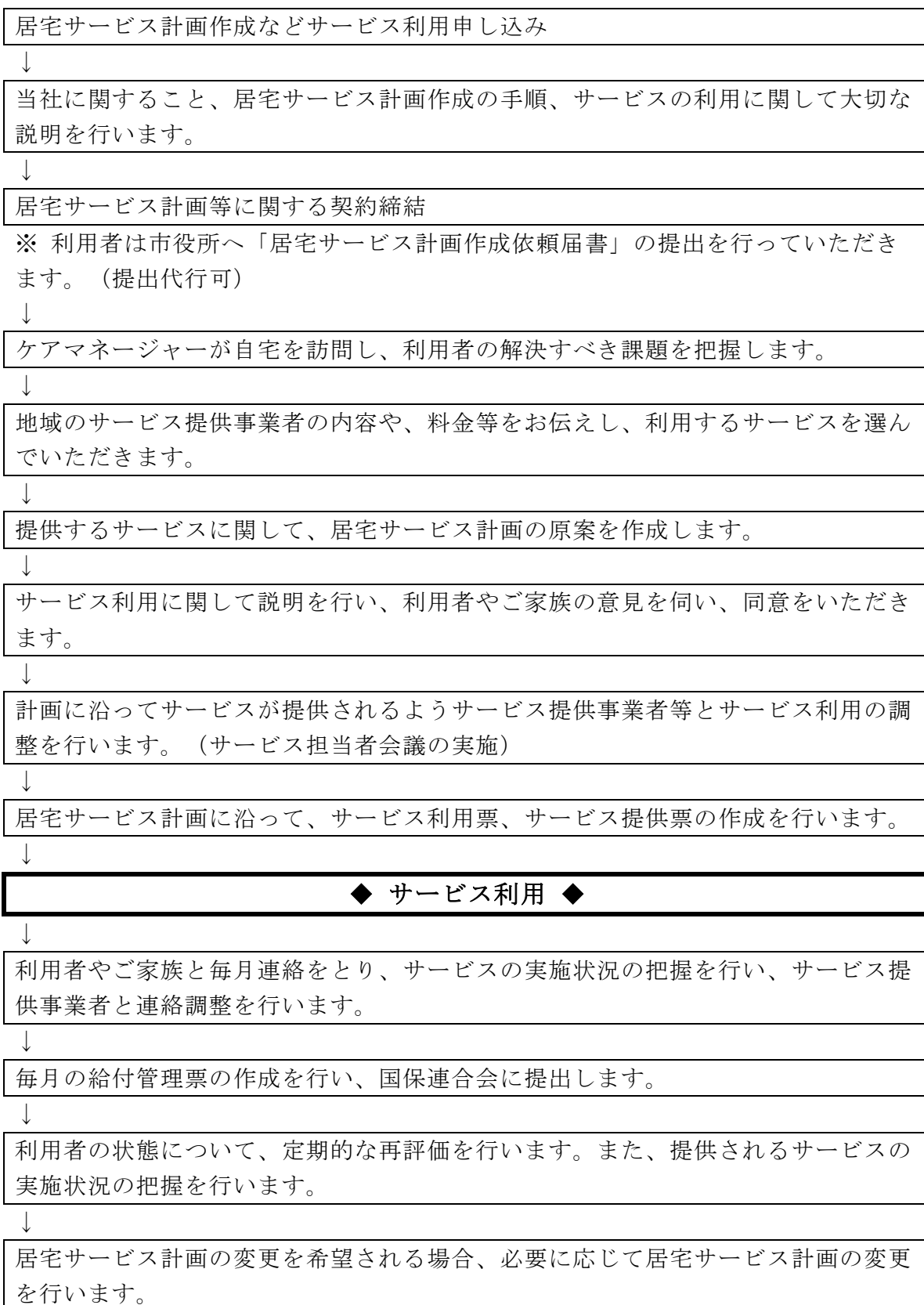
要介護認定の結果が出るまでの間、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された6に規定する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。

- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

- 1 1 . 当事業所の全6ヶ月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

1 2 . 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ



【 重要事項説明日 】

令和 年 月 日

私は、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明いたしました。

【 この説明に定める代表者 】

住 所： 長崎県大村市東本町 1 6 8
法人名： 医療法人明和会
代表者名： 理事長 伊崎 明 印

【 この契約に定める事業所 】

住 所： 長崎県大村市東本町 1 6 8
事業所名： 居宅介護支援センター きらら
(指定番号 第 4270501069 号)
説 明 者：

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

【 利 用 者 】

住 所 大村市

氏 名

【 利用者代理人 】

住 所

氏 名

利用者との関係